

大田区立仲六郷小学校いじめ防止基本方針

令和3年9月16日

令和6年4月 1日改定

大田区立仲六郷小学校長

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成26年9月24日 大田区教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立仲六郷小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定し、教職員、地域保護者、地域等での共通理解を図る。

第1 いじめ防止基本方針策定の意義

学校におけるいじめが原因で、かけがえのない命が追い詰められていく悲しく深刻な現実がある。子どもの尊い命が失われることは決してあってはならない。いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識のもと、本校は、すべての児童が、安全で安心な日々の学校生活を送り、心豊かで健全な成長をとげることができるよう、いじめを絶対に許さない学校づくりの実現を目指す。

そのために、大田区教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応を目的としたいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するため、以下に基本的な方針を定める。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやスマートフォンを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめ防止に向けた学校の重点対策

(1) 子どもの意識を変える

①一人一人の子どもがいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを強く自覚する必要がある。

(2) 教職員の認知と対応力を高める

①子どものいじめの兆候または訴えをどう把握するか、また、相談されたときにどのように対応したらよいか、全教員が対応力を高める必要がある。

(3) 学校体制の整備と関係機関との連携を図る

- ①「学校いじめ防止対策委員会」を有効に機能させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、保護者、地域、専門の関係機関との連携をさらに図っていく必要がある。
- ②いじめやいじめの疑いのある事例に応じて、当該学年と学校いじめ対策防止委員会が対応方針や役割分担を協議して適切に連携を図り、全ての教職員が当事者意識をもって対応に当たる。

第4 組織等の設置

(1) 校務分掌の生活指導部に「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

①校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員とし、必要に応じて、関係児童の学年主任、学級担任等を加える。

(2) 委員会は、いじめ防止等の対策全般にかかわる役割を担い、相談内容の把握及び調査

①組織的な対応の検討、啓発活動等に関するを行う。

②各学期1回の開催を原則とするが、必要に応じて、校長判断のもと、随時に開催する。

(3) 重大事態が発生した場合の対応

①その事態に対処及び、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

第5 学校における具体的な取り組み

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取り組みを行う。特に、「未然防止」に重点を置く。

I 未然防止「いじめを生まない、許さない学校づくり」

(1) 子どもの意識を変える

①全児童に、「いじめは、基本的人権を侵すものであり、絶対に許されない」という自覚をもたせる。そのために、全ての教育活動を通して、児童に、人間としての「規範意識」を育てていく。「生活指導スタンダード」を着実に定着させることを通して、低学年のうちから自分自身の行動を振り返らせ、ルールを遵守することを徹底させるとともに、その習慣化を図る。

②学校は、特別の教科道徳の時間や特別活動等の指導を通して、一人一人の児童が、生命の尊さを理解し、互いを尊重し、認め合うことができる真に思いやりのある心を育てていく。学級活動の充実により集団の一員として仲間意識を向上させ、より一層自他を大切にす望ましい人間関係を築いていく。また、日常の授業において、異なる意見や考えを基に、様々な解決の方法を模索したり、折り合いをつけたりする場面を日常的に設定しながら、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。

③「いじめを見て見ないふりをするのは、いじめをしていることにつながる」という意識を児童に強くもたせ、いじめを見たら、勇気をもって注意したり、身近な先生や友達に知らせたりすることの大切さを指導する。

④全校児童を対象に、「SOSの出し方に関する教育」を推進し、6年間をとおして1単位以上DVD教材を活用または参考にした授業を位置づけ、自殺・いじめの未然防止・早期発見・早期対応・組織的な取組に努める。

⑤「SNS仲六郷小学校ルール」を作成し、情報モラル意識を高める。

(2) 教職員の認知と対応力を高める

①教員（特に学級担任）は、日頃から児童の心に寄り添い、積極的なコミュニケーションを欠かさず、児童の話や訴えにはよく耳を傾けるようにする。各学期1回以上は、児童との二者面談を行うようにする。何よりも、児童との信頼関係を第一に築き、深めることに努める。

②学校は、いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」等を活用し、教職員を対象とした校内研修を年間3回実施する。スクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーを講師として、実態に応じた対応のあり方を助言してもらうなどの方法も取り入れ、教職員自身が人権感覚を磨き、「いじめ問題」に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高めていく。

③学校は、「いじめに関する授業」を特別の教科 道徳において、年に3回以上実施する。また、いじめ防止のための「学習プログラム」を参考にし、発達の段階および学級の実態に応じて、適宜プログラムを選択して取り上げるなどの工夫をする。

④教員は、保護者の声を親身になって聴く姿勢をもち、一人一人の児童理解と変化への気付きに役立てる。

⑤学級担任は、普段から問題を一人で抱え込まず、同僚教員の協力を求め、学年主任との相談をすすんで行うようにする。また、管理職への報告をためらわずに行い、「学校いじめ防止対策委員会」と

情報を共有する。

- ⑥「学校いじめ防止対策委員会」により確認された児童の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず円滑に情報を共有、保管する。保管された記録から、次の対応を検討したり、保護者等に対して正確に対応経過等を伝えたりできるようにする。

(3) 学校体制の整備と関係機関との連携を図る

- ①全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という土壌を学校全体につくる。
- ②全児童が、いじめを自分のこととしてとらえ、いじめを許さない学校や学級をつくっていくために、学校は、「児童会が中心となった『いじめ防止』の取り組み」を指導、支援する。
- ③学校配置のスクールカウンセラーによる児童や保護者の面接を実施することにより、児童や保護者がいつでも相談できる教育相談体制の充実を図る。
- ④学校は、保護者会や家庭訪問、個人面談の機会、または学校だより等を有効に活用し、「学校基本方針」について保護者に十分説明する。これにより、普段から、児童の変化のサインやいじめの兆候等をいち早く知らせてもらうよう保護者に依頼する。
- ⑤地域ぐるみで児童の健全育成を推進する「地域教育連絡協議会（ふるさと会）」＜学校サポートチーム＞に対して、いじめ問題解決のために、学校が家庭・地域と連携強化を図っていくことに理解と協力を求める。商店街、町会の方々や主任児童委員による見守りを依頼し、児童館や学童クラブとは情報共有を継続していく。

Ⅱ 早期発見「いじめを直ちに発見できる学校づくり ～いじめの「見える化」～」

- ①学校は、年に2回（6月、11月）、3年生以上を対象に「学級集団調査（WEBQU）」を実施する。児童のストレス症状とストレスの原因を分析し、怒り・抑うつ・不安・無気力等、いじめの要因にもなり得る児童の心の状態を把握し、必要に応じて、スクールカウンセラーから助言を受ける。
- ②学校は、「ふれあい月間」を活用し、アンケートによる「いじめ実態調査」を年間3回実施する。収集した情報に基づき、必要に応じて事実確認と実態把握をするとともに、結果を全教職員が共有する。
- ③学校は、毎年1学期に、「スクールカウンセラーによる5年生を対象とした全員面接」を実施し、児童が安心してスクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。
- ④校長、副校長をはじめ、スクールカウンセラーは、授業観察をこまめに行い、また、全教員も校内巡回等を行うことを通じて、学校全体で問題行動の早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージとなるようにする。
- ⑤教員一人一人が、いじめにかかる情報や児童の問題行動に気付いたときは、すみやかに学年主任・生活指導主任・管理職に報告する。
- ⑥上記の調査や面接、児童の観察等から得られた情報は、「学校いじめ防止対策委員会」が適切に集約し、組織的な対応の検討材料とする。
- ⑦児童に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。

Ⅲ 早期対応「いじめを解決し、繰り返さない学校づくり」

- ①児童や教員、保護者からいじめの情報を把握した場合は、「学校いじめ防止対策委員会」が核になり、迅速かつ慎重に事実確認を行った上で、いじめの解決に向けての対応方針を策定する。また、それを学校全体で共有する。
- ②学校は、いじめられた児童の安全を守る。複数の教員による声かけや見守りを通して、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心のケアを行う。状況によっては保護者へのケアも行う。
- ③いじめた児童に対しては、毅然とした態度で、まず、いじめる行為をやめさせる。その際、いじめが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめ、追い詰めることになるかに気付くことができるような指導を行う。対

応方針に従い、組織的・継続的に当該児童を観察し、指導を徹底する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心のケアを行う。状況によっては、保護者へのケアも行う。

- ④学校は、勇気をもっていじめを教員等に伝えた児童の安全を確保する。学校全体で、勇気ある児童を守り通すことを宣言し、保護者とも協力しつつ、見守り、声かけ、付き添い等の安全確保のための取り組みを徹底する。
- ⑤事実関係について、学校は、双方の児童の保護者にすみやかに伝え、対応方針に基づく学校および家庭での指導に理解と協力を求め、家庭と学校との連携を密に図っていく。
- ⑥学校は、児童がいじめを目にしたときの具体的な行動のとり方を、特別の教科道徳等、様々な機会を通じて、児童に啓発していく。
- ⑦学校は、保護者や地域の方々、PTA役員等へ積極的に情報を提供することにより、学校との連携・協力関係を構築する。いじめ問題に、身近な大人が、いつでも適切に対応できるようにし、早期対応につながるようにする。
- ⑧学校は、いじめに関する情報を迅速に教育委員会に報告するとともに、犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合については、警察や警視庁少年センター、児童相談所や子供家庭支援センター等と連携して対応する。
- ⑨学校は、いじめられた児童及びいじめた児童について、引き続き様子を注意深く観察する。

Ⅳ重大事態への対処「学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す」

- ①「重大事態」とは、
 - i いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ii いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときであり、この定義と解釈を全教職員に確認し、理解を深める。
- ②学校は、いじめられた児童の安全を確実に守り、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するいじめられた児童を、複数の教員が常時見守る体制を整えたり、いじめた児童を別の教室で学習させたりする等の対策をとる。
- ③被害・加害を問わず、児童及びその保護者は、深い心の傷を負っている場合が想定されるので教職員とスクールカウンセラーとが連携しながら心のケアを行う。
- ④学校は、いじめに関する事実に基づいた情報を、個人情報に十分配慮した上で、緊急に保護者に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ⑤学校は、重大事態発生について教育委員会等に報告する。
- ⑥校長は、いじめた児童へ継続的な指導を行っても、なお改善が図られない場合は、懲戒を与えることもある。
- ⑦いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対応を行う。また、児童に、家庭での虐待や精神疾患が疑われる場合は、児童相談所や医療機関に相談し対応する。
- ⑧学校は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ⑨学校は、報告された重大事態の調査結果について第三者委員会の調査(再調査)に協力する。

以上